No.17

２０２２（令和４）年度事業計画

恩方育成園

東京都手をつなぐ育成会　統一ミッション

「私たちは、すべての人一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人もない人も共に社会・経済・文化ほかあらゆる分野に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。」

恩方育成園　サブミッション

「私たちは、一人ひとりに在る力を活かし、本人らしい人生を実現します。」

１．全体状況

障害者権利条約の締結、障害者基本法、障害者総合支援法が改正され、障害者の権利擁護や共生社会の実現と、障害福祉を取り巻く環境が刻々と変動し意思決定支援や合理的配慮などが求められる中、当園においては、高齢化ではなく高齢期を迎えていることから、一人ひとりに在る力を活かし個別支援や環境整備に取り組んでいる。

高齢・重度化が進む入所施設において、個室化、ユニット化、小規模化、地域移行、職住分離等、具体的に提起されていることから、本人目線の支援及び暮らしの場の充実に取り組む必要がある。

当園の重度・高齢期の対策として、日中活動において理学療法士や言語聴覚士と連携しリハビリや口腔ケアに力を入れて取組みを始め、ＩＣＴ機器を導入して利用者の健康状況の確認及び活動場所に多目的トイレを設置など支援や機能面において対策を実施している。

一方「願いを実現する」地域生活支援拠点施設の役割を担い、セーフティーネットの役割とリカバリー支援センターの機能を持ち、どんなに重い障害があっても、一人ひとりに在る力を活かして本人らしい暮らしを実現するための“暮らしの場”として、有目的有期限の支援及び生活と活動のメリハリのある職住分離に取組み、多様なじりつに向けて依存先を増す支援を実践する。

人材育成においては、ケースカンファレンスや応用行動分析の研修、リハビリや口腔ケア、標準化・ＩＣＴ委員会などを通して、①利用者に始まり利用者に終わる

仕事を主体的に創る。②笑顔と感謝の学び合いのチームを主体的に創る。③創造的で科学的専門性の根拠のある仕事を主体的に創る。職員育成を実施する。

グループホームえにしにおいては、開設から６年経過し手厚い配置の支援の中、落ち着いた生活が定着している。一方、毎年年齢を重ねている中で将来像を見据えた支援や環境整備に向けて何を準備するかなどの取組みを始めている。

短期入所に関しては、コロナ過で利用率は減少しているが、効果的な利用の提案や地域移行の体験など地域における役割を担う取組みを実施している。

通所や法人内グループホーム等の関係機関との連携を継続的に取組んでいる。

２．運営方針と重点目標

（１）運営方針

① 人権を尊重し、自己実現に向けた支援を実践する。

② 障害理解を働きかけ、地域づくりを推進する。

③ 限りある資源を効果的に活用し、利用者支援を充実させる。

（２）重点目標

目的を明確に、目の前にいる利用者をオール恩方育成園で協働して支援する。

① 支援力及び標準化を強化しＱＯＬの向上となる支援を継続的に実施する。

重度・高齢期対応のため、口腔ケア・リハビリ、入所支援等の班の再編成及び個別プログラムの充実と健康管理に取組み緊急入通院ゼロを目指す。

アセスメント・応用行動分析・構造化等の専門的研修を実施し、個別支援計画等の業務目標を数値化及び標準化や見える化を強化など継続的に支援力向上に取組み、利用者のＱＯＬ向上の支援を実施する。

② 将来を踏まえた計画的環境改善と安定的な事業を実施する。

園での暮らしの充実のための個室化やプールの浴室化及び照明のＬＥＤ化など環境改善を実施し、東京都障害者支援施設デジタル技術等活用支援モデル事業（ＩＣＴ化）に応募し対高齢期に伴う利用者支援の環境整備に取組み安心・安全の支援を提供する。

将来を踏まえた積立などに取組み、新規通所利用者５名の受入れ、短期入所８名（定員６名、空床利用２名）の利用率７５％／月を目標に実施する。

③ 地域社会と連携して社会参加を通し障害理解に働きかける。

地域行事や選挙投票、園祭や八十六人展等の開催による社会参加の機会を提供する。

地域生活支援拠点施設の役割を担う地域移行促進コーディネート事業や一般相談支援（地域定着）を開設し、実習生の受入、とぶき育成園や他の事業所等との交流を図り、地域と連携しネットワークを構築する。

３．施設概要

（１）設置の目的

障害者総合支援法に基づき、１８歳以上の知的障害者が其の有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、支援する。

（２）名称及び所在地

名　称　社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
　　恩方育成園（平成２２年１月１日移行）

所在地　〒192-0154　東京都八王子市下恩方町２７９４－１

TEL　042-652-3825　FAX　042-652-3826

MAIL　ongata@ikuseikai-tky.or.jp

URL　http://www.ikuseikai-tky.or.jp/~iku-ongata/

（３）設立

①　設　　立：平成１１年１１月１日

②　施 設 種 別：障害者支援施設（平成２２年１月１日事業開始）
　　・施設入所支援事業
　　・生活介護事業
　　・短期入所事業

（４）施設の規模

①　総面積

敷地面積　１２，３０９．９８㎡

建物面積　　３，５１６．２４㎡

②　建物の構造及び面積

本館	建物構造	鉄筋コンクリート造３階建	
	建物面積	生活介護	１４４５．８４０５㎡
		施設入所支援	１８４２．９０８５㎡
第２作業棟	建物構造	軽量鉄骨造２階建	
	建物面積	生活介護	１３２．４８㎡
第３作業棟	建物構造	軽量鉄骨造１階建	
	建物面積	生活介護	１１０．９６㎡

（５）職員構成

恩方育成園（施設入所支援・生活介護・短期入所）

常　勤	４３名	
非常勤（配置医２名、産業医１名含む）	３２名	計７５名

職　名	常勤職員			非常勤職員			
	男	女	計	男	女	計	合計
施設長（管理者）	1		1				1
副施設長		1	1				1
事　務　員	2		2	1	1	2	4
サービス管理責任者	1	1	2				2
生活支援員	２５	１２	３７	7	１３	２０	５７
看　護　師		1	1		2	2	3
栄　養　士		1	1				1
産　業　医				1		1	1
配　置　医				2		2	2
障害者雇用（日中活動補助）				1	2	3	3
計	２８	１５	４３	１３	１６	３２	７５

※　調理員については（株）日清医療食品への業務委託とする。

※　人材派遣会社の活用

必要に応じて人材派遣会社と連携し計画的に人材を確保する。

（６）利用者状況

①　利用対象者

ア．利用対象者

（ア）施設入所支援：１８歳以上の知的障害者

（イ）生 活 介 護：１８歳以上の知的障害者

（ウ）短 期 入 所：１８歳以上の知的障害者

イ．定員

（ア）施設入所支援　定員８０名（内訳：男性５０名、女性３０名）

（イ）生 活 介 護　定員８０名

（入所利用者　内訳：男性５０名、女性３０名）

※通所利用者５名を含む

（ウ）短 期 入 所　定員　６名

② 性別・年齢構成（施設入所支援　生活介護）※(　)内は生活介護

歳 性別	20 未 満	20 ～ 24	25 ～ 29	30 ～ 34	35 ～ 39	40 ～ 44	45 ～ 49	50 ～ 54	55 ～ 59	60 ～ 64	65 以 上	計	平均
男性	0	0 (1)	0	0	1	4	8	14	3	10	4	44 (45)	54 歳 11 ヶ月 (54 歳 2 ヶ月)
女性	0	0	0	0	4	1	4	6	5	1	3	24	52 歳 8 ヶ月
合計	0	0 (1)	0	0	5	5	12	20	8	11	7	68 (69)	54 歳 2 ヶ月 (53 歳 8 ヶ月)

③ 障害支援区分の状況（施設入所支援　生活介護）※(　)内は生活介護

	1	2	3	4	5	6	合計
男性	0	0	0	5	13（14）	26	44（45）
女性	0	0	0	4	6	14	24
合計	0	0	0	9	19（20）	40	68（69）

④ 愛の手帳交付状況（施設入所支援　生活介護）※(　)内は生活介護

度 性別	1 度	2 度	3 度	4 度	合計
男性	2	23	16（17）	3	44（45）
女性	1	15	4	4	24
合計	3	38	20（21）	7	68（69）

⑤ 身体障害者手帳交付状況（施設入所支援、生活介護）

級 性別	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
男性	5	1	1	0	0	0	7
女性	1	1	2	1	1	0	6
合計	6	2	3	1	1	0	13

車椅子利用者　常時（男性８名、女性４名）　外出時（男性５名、女性４名）

重度支援加算Ⅰ：１０名（男性７名、女性３名）Ⅱ：１６名（男性１２名、女性４名）

最重度加算：５名（男性３名、女性２名）

⑥　実施機関別利用者状況（施設入所支援、生活介護）

実施機関	人数	実施機関	人数	実施機関	人数	実施機関	人数
新宿区	3	渋谷区	1	足立区	3	東村山市	1
台東区	1	中野区	1	葛飾区	1	国分寺市	1
江東区	4	練馬区	1	江戸川区	1	東大和市	1
目黒区	1	杉並区	6	八王子市	16（17）	多摩市	1
大田区	3	北区	3	三鷹市	1	合計	68(69)
世田谷区	10	板橋区	2	日野市	6		

４．事業予定

（１）施設入所支援

利用者の安心安全が守られる支援をベースに、利用者を６班（男性４・女性２）に分け、各班の特色を活かした支援を行う。生活介護事業との連携を図り、２４時間体制での生活環境の調整を継続し行う。

0JT・園内外の研修等を活用し職員を育成する。

各々が職階の範囲で班運営に責任を持ち、利用者支援が今まで以上に発展していくことを目標とする。

①　定員　８０名（男性５０名、女性３０名）

②　現員　６８名（男性４４名、女性２４名）

③　利用対象者 愛の手帳、障害福祉サービス受給者証を保持している方

④　日課

ア.［平日および土日以外の休日］

時　間	内　　容
７：００～	起床、洗面、着替え、検温、ベッドメーク他
８：００～	朝食、歯磨き、作業･活動の準備、清掃、引き継ぎ等
９：００～	全体スタッフミーティング
９：３０～ １１：３０	生活介護事業での日中活動 （土日以外の休日は祝日プログラムを実施）
１２：００～	昼食、休憩
１３：３０～ １６：００	生活介護事業での日中活動 （土日以外の休日は祝日プログラムを実施）

１６：００～	入浴、洗濯、掃除、余暇等　個別日課
１８：００～	夕食、排泄、歯磨き
１９：００～	入浴・洗濯・掃除・余暇等　個別日課・ティータイム・ミーティング等
２１：００～	就寝

（ア）土日以外の休日は祝日プログラムを実施する。
人員等により実施できない場合は土日に準じる。

イ．［土曜日・日曜日］

時　間	内　　容
７：００～	起床、洗面、着替え、検温、ベッドメーク他
８：００～	朝食、歯磨き、清掃、等
９：００～	全体スタッフミーティング
９：３０～	リネン交換、掃除、余暇等個別日課、外出
１２：００～	昼食、休憩
１３：３０～	余暇等個別日課、外出
１８：００～	夕食、排泄、歯磨き
１９：００～	入浴・洗濯・掃除・余暇等　個別日課・ティータイム・ミーティング等
２１：００～	就寝

（ア）時間、個別日課の内容は、各利用者によって異なる。
（イ）入所している６８名の利用者は、生活介護で日中活動を行う。
（ウ）食事は、利用者の希望・状態により、レストラン、各フロアサロン・居室などで喫食する。
（エ）入浴は、個人の状況に合わせ、週４回程度、実施する。また、班ごとに利用者のニーズに合わせた時間帯を設定する。

⑤　各グループに対する支援ポイント

ア．２階男性フロア

グループ名	のぞみ班	やまびこ班
利用者数	14 名	9 名
障害特性	重度	比較的軽度
支援目標（ポイント）	身体障害を重複している利用者が多い一方、知的障害の程度が比較的軽度の方も混在している利用者も含まれる。併せて、利用者の高齢化による嚥下機能等の身体機	生活動作に於いては、概ね自立している利用者が大半である。高齢の利用者と若年層の利用者が在籍しており、年齢層のみならず生活実態の幅があるため、利用者個々の様態やニーズ

	能の低下が顕著になってきている為、運営に於いて、留意・工夫を必要とする。 （ア）身体・精神両面に於いて適切な直接・間接支援を行なうことにより、生活の安定と質の向上を図る。また、ICT機器も活用しながら、加齢による身体機能の変化を敏感に察知し、対応が必要な利用者に対して、早急にST・PTと連携を図りながら身体機能の維持を行なっていく。 （イ）各利用者が自己肯定感を持つことで、更なる成長を促していけるような場面を工夫し、有用感を持ちながら生活できるように支援を行う。 （ウ）職員は介護技術向上のための研修に参加し、学んだ技術をフロア内で共有することで全員が同じサービスを提供できるように支援力を高める。	に沿う支援が必要になる。 （ア）地域移行に向けて善処できる利用者に対しては、その実現に向けて要望やニーズを汲み取りつつ、ADLや社会性の向上に繋がる支援を行なう。次のライフステージを目指せるよう支援を行なう。 （イ） 各利用者の課題に対して、経験則を重ねていくことで成長の糧とする。課題の克服に向けて、その心理や背景にも着目して支援を行なう。学びと自信とともに有用感を獲得し、精神・身体ともに安定した生活を送ることを目指す。 （ウ）体力や嗜好等を考慮して個々への支援を行なう。高齢の利用者と若年層に分けて進める中で、高齢の利用者に関しては特に健康面に注視し、医療と連携を取りながら身体機能の維持を図る。また、若年グループは適度な運動を通じて体力の維持を図る。

イ．３階男性フロア

グループ名	はやて班	つばさ班
利用者数	11名	10名
障害特性	自閉症	中程度
支援目標 （ポイント）	障害特性を鑑みた環境設定（構造化等）により、安心した生活が出来るように配慮していく。また、加齢に伴い高齢・重度化が漸進してことから、生活の流れやプログラムを精査して支援していく。 （ア）定期的なケースカンファレンスにより、利用者一人ひとりに合った支援をしていく。また、地域移行に向けた支援も併せて注力してい	加齢・疾病等により高齢・重度化が漸進しており、身体的に介助を必要とする場面が増えてきている。 感情表出や要求、不満等を適切なかたちで伝えることが難しい利用者もいるため、支援にも工夫が必要である。 （ア）年齢層や障害特性など個状態像や個々の能力に合わせて支援を進めていく。 （イ）地域移行を含めた支援を

	く。 （イ）生活基盤において安心、安全を担保しつつ、自主性や場面適応に向けた支援により社会性の向上を目指す。また、集団的支援の中でも、一人ひとりの課題に合わせた個別的支援も進めていく。 （ウ）加齢により身体的な変化がある中、専門職（看護師、栄養士など）からの知見を取り入れることで、エビデンスに基づいた支援により早期に対応していく。	していくにあたり、社会性の向上を目指す。日常的にマナーや身辺整理等が身に付けていけるような場面・機会を増やしていく。 （ウ）加齢や疾病により身体的に能力が著しく低下してきている利用者がおり、今まで以上に状態像の変化が必要になる。専門職（看護師、栄養士など）と密に連携を執りながら、エビデンスに基づいた支援により早期対応を遂行していく。

ウ．女性フロア

グループ名	こまち班	ひかり班
利用者数	10 名	14 名
障害特性	重度	中・重度
支援目標 （ポイント）	重度、加齢に伴う体力・身体機能の変化により、身体介助や健康管理が必要である。また、年齢層にも幅（30～70歳代）があるグループである。 （ア）健康管理や機能維持を行い、安定した生活リズムを確保する。 （イ）自己を肯定しながら穏やかに、楽しく生活するため、個々の時間を大切にしながらプログラムを提供する。居心地の良い環境を作り、フロア出入り口の施錠は解除する。 （ウ）個々に予想される体力の低下、疾病、状態像の変化に備えて、細かな観察を基に医務と栄養士と密な連携をとっていく。 （エ）地域移行支援を念頭に本人の能力を捉え、今後を見	障害が軽い利用者がいる一方で、重度の方や自閉症の方もいる。また年齢層も幅（30～60 歳代）広く、障害特性、年齢の両面で幅の広い専門的な対応が求められるグループである。 （ア）個々の課題に対しての繰り返し・統一した支援により、ある一定の安定と有用感を獲得し情緒的に安定した生活を送る事を目指す。 （イ）体力・嗜好等を考慮しながら、余暇の過ごし方を自分達で考え、居心地の良い環境を作っていく。 （ウ）個々に予想される体力の低下、疾病、状態像の変化に備えて、細かな観察を基に医務と栄養士と密な連携をとっていく。 （エ）地域移行支援を念頭に本人の能力を捉え、今後を見据えて支援計画の作成・支援をして

	据えて支援計画の作成・支援をしていく。	いく。

（２）生活介護事業

利用者個々の状態像（障害特性・作業能力・身体機能・嗜好・等）に適した支援、環境の設定を目的に活動班を編成し実施する。入所支援事業と連携を図り、２４時間体制で利用者支援が行える障害者支援施設の機能を最大限に活かし、安心・安全を主軸とし活動を展開する。施設内で日々の生活が完結することなく、地域社会と関わる場面を増やし、社会参加や貢献活動を行う。地域移行を見据えた生活介護の分場創設に向けて、施設の資源を最大限に活用し、地域のニーズを把握し、現入所者以外の利用者の生活介護の受け入れを今年度は５名を目標として行う。作業内容や地域との連携を模索する。

① 定員　８０名（男性５０名、女性３０名）
② 現員　６９名（男性４５名、女性２４名）
③ 利用対象者　愛の手帳、障害福祉サービス受給者証を保持する方
④ 日課

時　間	内　　容
９：００～	全体ミーティング・各活動スタッフミーティング
９：３０～	運動プログラム（ウォーキング・体操・ダンス等） 班活動　園外活動　レクリエーション
１２：００～	昼食　休憩
１３：３０～	運動プログラム（ウォーキング・体操等） 班活動　園外活動　スポットプログラム　レクリエーション リハビリ　入浴
１６：００	活動終了

⑤ 各活動

グループ名	利用者数	障害特性	活動目標	活動内容
ふれあい班	15 名	障害の程度が重い 身体障害の重複	情緒の安定 社会性の構築 筋力の維持・リハビリ 生活リズムの安定	リハビリ・運動 レクリエーション 創作活動（自己表現） リサイクル　散歩

				ドライブ スポットプログラム
あおぞら班	7名	比較的能力が高い高齢利用者	個々が培ってきた能力を発揮し精神的充足感に繋げる。 身体機能の維持 リハビリ	創作活動 教養・教材 リハビリ・運動 手工芸品 散歩　ドライブ スポットプログラム
夕やけ班	17名	個別対応を要する自閉傾向行動障害	個別・小集団での活動環境の構築 適切な自己表現、社会性の構築	ウォーキング 自立課題教材 リサイクル 創作活動 スポットプログラム
こもれび班	11名	活動的な自閉傾向行動障害	視覚的にわかりやすい活動環境の構築 個々の適正に応じた作業の充実	ウォーキング リサイクル 自立課題教材 園芸・椎茸栽培 スポットプログラム
ほしぞら班	17名	比較的能力が高い身体障害の重複	個々の適正に合った作業・創作活動に取り組み、その評価を自信や活力へ繋げるとともに社会性を育む。	屋外・屋内ウォーキング・体操 機織り・木工 手工芸品 スポットプログラム 受注作業 園外作業 ドライブ
あさやけ班 （ベーカリー）	2名	就労・地域移行の可能性ある利用者	就労、地域移行を意識した活動 社会性の構築、マナーの習得	ベーカリー製造補助 清掃 施設内・外での販売

運動 プログラム	全利用者対象 グループごとに 実施	体力維持・機能低下の予防、健康管理 運動発散による情緒の安定・精神的充足感が得られるようにする	屋内・屋外ウォーキング 各種体操 レクリエーション ダンス リハビリ
スポット プログラム	所属する班での基本的な日中活動に加え実施	利用者個々のニーズの充足、活動の充実を目的に外部講師によるプログラムを実施する。	音楽プログラム リハビリプログラム レクプログラム PT によるリハビリ

⑥　作業作品ネット販売

作業作品のネット販売を「ongata 86 shop」として年間２回（６月・１２月）実施する。

⑦　スポットプログラム

月曜から金曜日の午後の活動内で各班 30 分程度のプログラムを行う。（音楽プログラム・リハビリプログラム・レクプログラム・他）

ア. 音楽プログラム

季節に合わせた曲を練習して、行事等で発表する事を目標に取り組んでいく。

イ. リハビリプログラム

理学療法士の指導のもと、少人数での運動プログラムを行っていく。

個別でリハビリを必要な方には個別での対応も行っていく。定期的にリハビリの内容を理学療法士と話し合い現状に合ったリハビリを行っていく。

ウ. レクプログラム

楽しく体を動かせるプログラムを提供。ボッチャなどの競技に挑戦し、園内で大会を行うなど目標を持ってレクプログラム参加する

（３）短期入所支援（併設型、空床利用型）

①　受入における基本方針

保護者や家庭の事情（疾病・事故・休養等）、あるいは生活訓練等により、一時的に家庭における介護を受けることが困難になった知的障害者に対し、事業所の有する機能を活用して生活訓練等を実施し、身体及び精神の状況とその置

かれている環境に応じ必要な支援を適切に行う。また、ミドルステイでの利用者については生活介護の提供を行い生活の基盤の維持を図る。

② 定員 ６名

併設型および空床利用型の事業申請を行い、利用者の在籍状況によっては上記定員以上に受け入れる態勢を整えている。

５．権利擁護

（１）事業所としての取り組み・方針

開園当初より、権利擁護に対する取り組みは継続して行っており、倫理綱領・行動規範の策定、個人情報の保護に向けた対応、やむを得ず身体拘束をする場合などの対応などを進めてきた。この数年で「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」などが整備され、地元八王子市においても「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」が以前より施行されており、さらに、東京都においても「障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されるなど、知的障害者を含む障害者の権利擁護についての施策は大きく進んできており、実際の支援現場としての障害者施設において障害者の権利擁護を具体的に実践していく責任は極めて大きいものと考え、当園においても障害者の権利擁護をさらに推し進める。

八王子市の指定基準により人権擁護・虐待防止に関する研修の実施が義務化されているため、当園においても当該の研修を適宜実施する。

（２）権利擁護・虐待防止委員会

① 法人本部の権利擁護体制

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律への対応障害者の尊厳を守り、障害者の自立及び社会参加を推進するために虐待を防止することを目的に２４年１０月「障害者虐待防止法」が施行された。法人・施設は、法の趣旨に則り、「苦情解決実施要綱」「虐待防止要綱」を制定し、以下の対応をする。

ア．苦情解決責任者、苦情受付担当者及び苦情解決第三者委員（以下「第三者委員」という。）の設置。（法人本部および各施設）

イ．虐待防止委員会の設置（法人本部）

ウ．虐待防止研修会の定期開催（本部研修計画）

エ．各施設に虐待防止委員会・責任者を設置する。

オ．各施設虐待防止委員会で受付けた虐待については、各関係機関と連携し速やかに対応し、各区市町村へ届け出る（通報義務）

カ．市町村障害者虐待防止センターとの連携

キ．都道府県障害者権利擁護センターとの連携

法人　虐待防止体制	
虐待防止責任者	佐々木　桃子（理事長）
虐待相談担当者(窓口)	青木　祐介
虐待防止委員	佐々木桃子、永田直子、森山瑞江、仁田坂和夫、 佐藤宏樹、緑川眞、山本多賀子、青木祐介、関哉直人

②　恩方育成園の権利擁護体制

法人の理念に基づき利用者一人ひとりの人権と意思を尊重した支援を徹底するため虐待防止マネージャー（サービス管理責任者）設置し、職員は「虐待防止要綱」を遵守する。

身体拘束・行動制限等に関しては、管理会議内に身体拘束適正化委員会の設置し、虐待防止要綱などの規則を遵守し、下記に掲げる「権利擁護・虐待防止委員会」を通じて実施し、透明性を確保する。

ア．恩方育成園　権利擁護・虐待防止委員会の設置について

（ア）目的

恩方育成園に所属する障害者本人の権利擁護と虐待防止

（イ）所掌事項

障害者本人の権利の擁護に関すること。

障害者虐待の早期発見及び対応策に関すること。

障害者虐待の通報・報告に関すること。

障害者虐待関係諸機関の連携強化に関すること。

身体拘束に関すること。

その他、委員長が障害者虐待防止に関し必要と認めること。

（ウ）組織

施設長を委員長とし、１３名で構成。委員内に保護者代表・第三者委員を入れ保護者代表・第三者委員の出席を必須とする。

（エ）開催

原則年２回（7月・1月）。必要に応じて委員長の招集により随時。

恩方育成園 権利擁護・虐待防止委員会	施設の虐待受付窓口、各関係機関との連携、届け出、園内研修計画、各職員のチェックリスト作成、事例検討

	委員　杉山　久子 委員　崎田　京子 委員　中村　義之 委員　保護者代表委員 委員　保護者代表委員 委員　保護者代表委員 委員長　久保田　美幸 委員　岡　いづみ 委員　本田　友則 委員　田代　崇久 委員　大塚　大介 委員　門倉　志保 委員　門倉　歩	第三者委員 第三者委員 第三者委員 会長 副会長 副会長 施設長 副施設長 支援係長 事務係長 主任支援員 主任支援員 主任支援員
恩方育成園　虐待防止責任者	氏名（管理者　久保田　美幸　　）	
恩方育成園　虐待相談担当者(窓口)	氏名（サービス管理責任者　本田　友則）	

イ．リスクマネジメント委員会、権利擁護・虐待防止委員会関係図

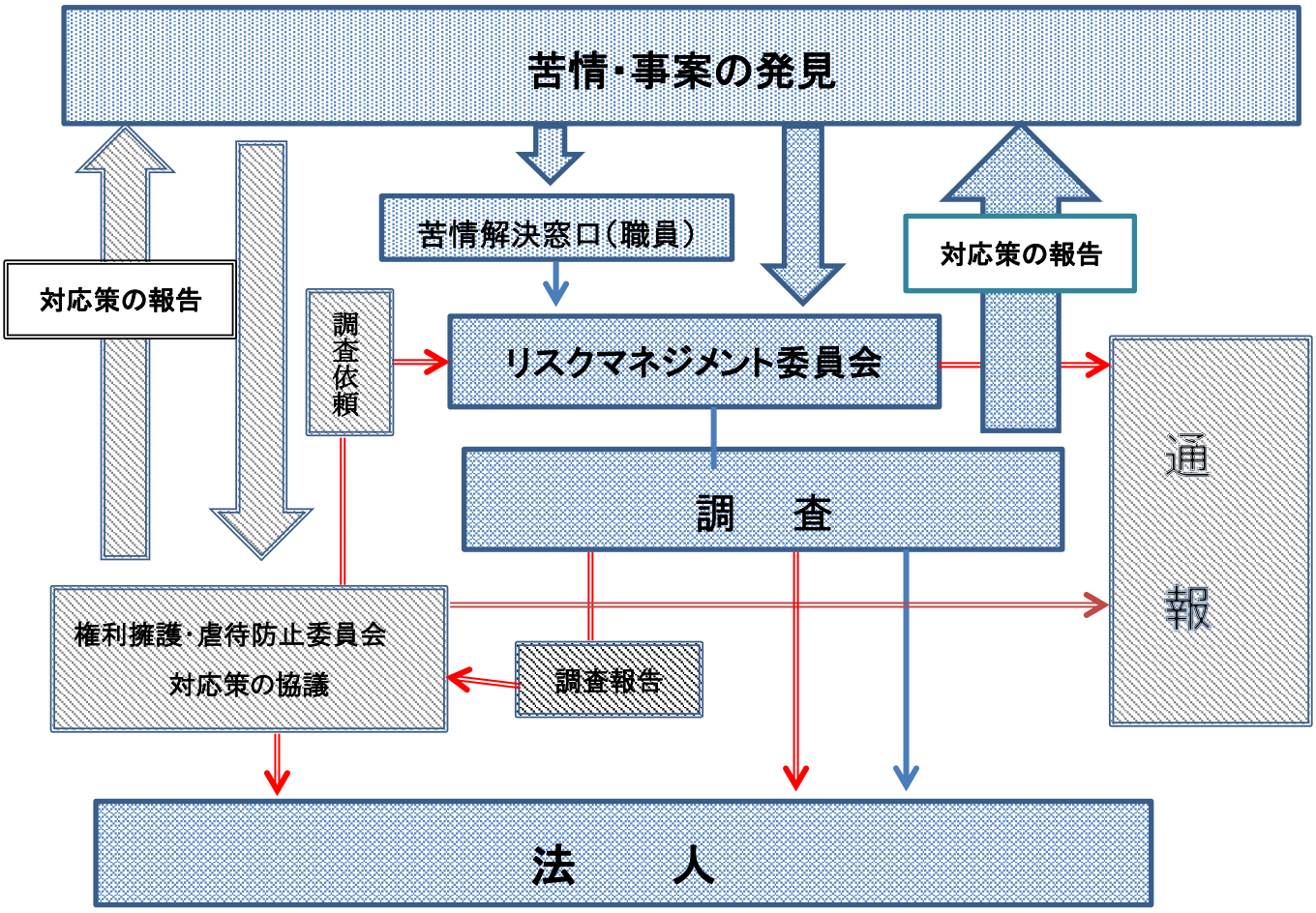

（ア）リスクマネジメント委員会の設置

a. 事故等のリスクや苦情等の受付に対し、随時招集。経過、原因、可能性等について情報収集し再発防止の対策を速やかに講じる。

b. 恩方育成園　権利擁護・虐待防止委員会と連携し虐待と思われる事案が発生した場合の、調査・報告・通報等を行う。

c. セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントと思われる事案に対し事実関係の調査と対応策を検討し、再発防止の対策を速やかに行う。

役　　割	氏　　名	備　　考
解決責任者	久保田　美幸	施設長（管理者）
相談受付担当者	岡　いづみ	副施設長
虐待防止マネージャー	本田　友則	支援係長（サービス管理責任者）
	門倉　志保	主任（サービス管理責任者）
身体拘束適正化委員会	施設長、副施設長、係長、主任	**１２．会議・委員会・係等（１）③―３管理会議を参照**

（３）苦情解決第三者委員

①　苦情解決第三者委員

第三者委員（オンブズマン）による定期的な訪問により、園運営状況の視察、利用者との相談等からよりよい施設運営がなされているかについて常に外部から牽制していただく。改善点や運営に関してのアドバイスを通してサービスの向上を図る。また、恩方育成園　権利擁護・虐待防止委員会に参加し、恩方育成園での障害者の権利擁護体制に協力していただく。

役　割	氏　　名	備　　考
委　員	杉山　久子	介護福祉士　地元町会
委　員	崎田　京子	八王子いちょうの会　理事（元理事長）
委　員	中村　義之	元生活支援ホーム世田谷施設長

②　苦情解決

苦情に対して『利用者からの苦情解決実施要領』により体制を整備して、利用者の権利を擁護すると共に満足度の向上を図り、利用者が福祉サービスを適切に利用できるように支援する。

必要に応じて、恩方育成園権利擁護・虐待防止委員会、恩方育成園リスクマネジメント委員会などと連携し速やかな問題解決を図る。

苦情解決実施体制		
事業所	苦情解決責任者	管理者(施設長)
	苦情受付担当者	岡　いづみ
	苦情解決第三者委員	杉山　久子、崎田　京子、中村　義之 ３名以内
法人	苦情解決責任者	理事長
	苦情受付担当者	青木祐介
	苦情解決第三者委員	渡邉　健治、河津　英彦、 山本　多賀子、関哉　直人

（４）個人情報保護

①　個人情報の管理

個人情報について『個人情報保護規定』に則り個人情報の保護に努める。この他、情報の開示、プライバシーの保護等法令を順守する。また、ボランティア・実習生等の受け入れに際しても、誓約書の提出等個人情報の保護・漏えい防止策の徹底を図る。

②　特定個人情報（マイナンバー関連書類、データ等）の管理

利用者の特定個人情報を保管する場合、法人「特定個人情報取り扱い規程に則り、決められた目的以外には使用せず取扱責任者、取扱担当者以外には取り扱わない。取扱いに際しては管理区域、取扱い区域を設け漏えいを防止する。

職　名	氏　名
管理責任者（法人）	事務局長　仁田坂　和夫
取扱責任者	施設長　　久保田　美幸
取扱担当者	サービス管理責任者　本田　友則　　門倉　志保

（５）障害者差別解消法対応

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」（厚生労働省）、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」（八王子市）に則り、事業者として、日常の支援が障害者に対する不当な差別的取扱いにならないよう、必要かつ合理的な配慮を行う。

対応責任者	久保田　美幸
対応受付担当者	岡　いづみ

６．医務

（１）健康管理

① 利用者一人ひとりが、安全でかつ身体的にも精神的にも健康でその人らしく生活が送れるよう専門的分野から十分な観察と健康管理を行う。

② 日常的に健康観察を行い、配置医と連携し健康管理に取り組む。

③ 感染症に対する最新情報を収集し感染症等に対する予防・対策を行う。

④ 利用者の加齢に伴う身体的・精神的機能低下の防止に理学療法士・職員と連携し取り組む。

⑤ 摂食・嚥下の状態から食事の形態を考え安全でかつ安楽に食事をとってもらえるよう歯科医師・言語聴覚士・職員と連携し取り組む。

⑥ 「新型コロナウイルス感染症に関する事業継続計画（ＢＣＰ）」を踏まえて対応をしていく。

（２）関係医療機関・療養相談医

恩方病院	院長　堤　祐一郎 Dr.（精神科）	月１回
	八王子市西寺方１０５	042(651)3411
花いかだ心療クリニック	院長　島本　昌和 Dr.（精神科）	月２回
	町田市小山町４４０５－１	042(703)8130
聖和会	川本　武 Dr.（歯科）	毎週（水）
	多摩市永山１－４グリナード永山５１２-３	042(338)6700

（３）感染症予防・対応

① インフルエンザ予防・対策について

② 嘔吐物の処理方法について

③ 発熱者（利用者）がでた際の対応について

④ 職員および職員の家族が嘔吐・下痢、発熱した者がでた時の対応

上記マニュアルを配布・周知徹底し感染症の予防・対応を行う。

（４）ＰＴ・ＳＴ等

① ＰＴ

理学療法士 中條　千恵子	１回６～７人程度	月２回（火） 14：00～16：00

② ＳＴ

言語聴覚士 五十嵐　將隆	１回３～４人程度	月１回 11：00～13：00

（５）年間スケジュール表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
看護師ラウンド	毎朝・夕実施											
検温	毎朝実施（症状に応じて適宜）											
血圧測定　月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体重測定　月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
療養相談日（恩方病院）月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
療養相談日（花いかだ心療クリニック）　月１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歯科回診　毎週１回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康診断						○						○
インフルエンザワクチン予防注射（希望者）								○				
採血（血中濃度）	適宜配置医の指示で実施											
脳波検査	適宜配置医の指示で実施											
通院	利用者の状況で適宜実施											

※健康診断検査項目

身長・体重・採血・血圧・検尿（蛋白・糖）内科診察（９月・３月実施）

心電図・胸部レントゲン（９月のみ実施）

便潜血（年１回）

７．給食・調理

重点目標

食事は栄養と健康を維持するだけではなく、利用者にとって毎日の生活の中で大きな楽しみをもたらすものである。そのことを基礎におき、利用者一人ひとりの嗜好に考慮し、同時に咀嚼・嚥下能力、基礎疾病等に十分注意を払いながら、質の高い安全な食事を提供することを心がける。

ア．利用者が食事を通して季節感を味わうことのできる行事食の取り入れや、好みの献立を選べる選択メニューを多く取り入れる。（嗜好調査・残菜調査・誕生日メニュー等を実施）また、適温の状態で食べていただくための工夫を実施する。

イ．食事・運動・生活等様々な要因を考えて、利用者一人一人の健康状態を把握し、医務と連携しながら管理する。

ウ．利用者の健康状態（体重の増減、基礎疾病等）に合わせて主食副菜の量の調整を行う。(感染症予防の為、免疫力を高める食材を日々取り入れ塩分・糖分を抑えるとともに食物繊維を多く摂取し、成人病・便秘予防にも心がける。)

エ．言語聴覚士の指導のもと、より利用者個人に合った食形態と共に自助具の導入や姿勢の調整の検討を行い安全に食事がとれる環境を整える。

（１）給食委員会

給食委員会	副園長・栄養士・委託側主任調理員・支援職員・利用者	随時

ア　会議にて日々の検食の結果報告と、頂いた意見の改善報告等を行い給食の質の向上に努める。また、会議の内容や検食簿からの意見については運営会議や職員会議を通じて周知する。

イ　季節行事などの特別メニューについては数名の利用者の方にも会議に参加をしていただき意見を献立に反映させる。

①　衛生管理

ア　施設・設備・器具の具体的な取り扱いについては、法令にしたがい、基準に則って適正に行う。

イ　栄養士・調理員は定期健康診断及び検便検査を行う。

ウ　栄養士・調理員は常に身体の清潔を保持し、専用の作業衣・履物を着用する。

エ　納入業者の調理場への出入りについては慎重に取り計らう。

オ　食中毒・感染症予防の為、状況に応じてディスポーザル食器の使用やフロア毎での食事に切り替えるなど、速やかな対応で衛生管理の徹底に努める。

②　委託業者

日清医療食品株式会社に委託、主任調理員１名、調理員６名。

調理・配膳・食材発注・食器洗浄保管等を含む給食業務全般を委託。

③　年間行事食

月	行事食	月	行事食
4	バースデーメニュー	１０	バースデーメニュー
5	バースデーメニュー	１１	恩方創立記念メニュー バースデーメニュー
6	バースデーメニュー	１２	クリスマスメニュー

7	バースデーメニュー	1	おせち料理 成人祝いメニュー バースデーメニュー
8	バースデーメニュー	2	節分 バースデーメニュー
9	バースデーメニュー	3	ひな祭りメニュー バースデーメニュー

・ 恩方育成園ベーカリー班作成のパンを朝食に取り入れる。
・ 利用者個人の要望に応じた場所で食事を喫食できるようにする（レストラン・フロアサロン・居室　など）

８．危機管理

（１）事故防止・対応

事故防止マニュアルの策定、ヒヤリハットの収集・分析を進め防止を図る。また、知識技術向上を目的とする研修を定期的に実施する。

防犯・不審者対策として、防犯カメラ、オートロック・暗証番号式電子錠・緊急通報装置を適正に運用する。

（２）緊急時対応

法人の「施設緊急時対応マニュアル」及び「恩方育成園緊急時対応マニュアル」を徹底し緊急時の対応に備える。

施設賠償保険に加入する。また、利用者に緊急時利用可能な保険への加入を勧める。

（３）情報漏洩対策

①　個人情報、データ収集等の取扱

管理区域を設け厳重に管理を行う。

②　パソコン・ネットワーク管理

職層ごとにアクセス制限を設け情報の重要性に適した管理を行う。また、管理する情報についても定期的に整理を行う。

③　Ｗｉ-Ｆｉ管理

Ｗｉ-Ｆｉの管理についてはアクセス制限を設け、タブレット端末毎には管理責任者を設置し運用の管理を徹底していく。紛失の際は所定の機能を使って探索することができ、中の情報は遠隔操作で削除することにより不測の事態に対応する。

④　障害者福祉サービス費請求事務

障害者福祉サービス費の請求に関して、使用するパソコン、担当者を限定し情報の漏えい・ミス等を防止する。

⑤　特定個人情報（マイナンバー関連書類・データ等）の管理

特定個人情報は、法人「特定個人情報取扱規程」に則り、漏洩を防止する。

職　名	氏　名
管理責任者(法人)	事務局長　仁田坂　和夫
取扱責任者	施設長　　久保田　美幸
取扱担当者	事務係長　田代　崇久

⑥　個人情報漏洩時の対応

個人情報漏洩が発覚した時には、状況の確認とともに八王子市、法人、関係機関に事態を報告する。インターネットに関した情報漏洩に対しては、専門機関に依頼し漏洩情報の拡散防止対策を実施する。さらに再発防止のためのシステムを専門業者も含めて検討し、実行する。

併せて、万が一漏洩事故が生じた場合には、法人が加入している個人情報漏洩保険を用いて誠意ある対応を行う。

（４）防犯カメラ

規程に基づき、以下の体制で運用・管理する。

	氏　名	備　考
防犯カメラ管理責任者	久保田　美幸	
防犯カメラ取扱責任者	岡　いずみ	
防犯カメラ取扱者	本田　友則、田代　崇久	

（５）その他

①　管理宿直の実施

管理宿直を必要に応じ実施する。深夜帯の突発的な事態への対応に備えるとともに、夜勤者の負担軽減を図る。

９．防災

（１）自衛消防体制

消防計画に基づき防火対象物自衛消防隊を編成する。

配置等	職　名　・　氏　名
管理権限者	施設長　久保田　美幸
自衛消防隊長	主任支援員　門倉　歩
代行者兼副隊長	副施設長　岡　いづみ

	支援係長　本田　友則

（２）避難訓練

月	訓練の種類	訓練内容
4	防災教育 机上訓練	防災対象物、自衛消防組織について 火災発生時の対応、消防設備について（ビデオ研修など）
5	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練
6	避難誘導訓練 消火器操作訓練	指定避難場所への避難誘導訓練 消防官派遣または自衛消防技術者による消火器操作訓練
7	総合訓練	通報連絡訓練　身体保護措置訓練　出火防止措置訓練 指定避難場所への避難誘導訓練　　非常食対応訓練
8	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練　救急救命講習
9	地震時訓練 避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練　救急救命講習 起震車による地震体験
10	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練 職員縦走電話訓練　非常食対応訓練
11	地震時訓練	通報連絡訓練　初期消火訓練 指定避難場所への避難誘導訓練
12	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練
1	地震時訓練 避難誘導訓練	身体保護措置訓練 出火防止措置訓練
2	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練
3	避難誘導訓練	指定避難場所への避難誘導訓練

※原則毎月末火曜日に実施／防火担当職員が計画、立案する。

（３）大規模地震・災害対応

①　園内の一部シェルター化

電源供給源として非常時用ガス発電機、太陽光発電機を整備し園内のレストラン・ふれあいルームを「シェルター化」している。

ライフラインの途絶に備え円滑な利用者支援の継続を図る。

②　備蓄品の整備

大規模災害の他、新型疾病の流行のリスクも想定しおおむね３日分の食料・飲料水を備蓄。計画的に買い替え等の整備を進める。

③　「災害時要配慮者を対象とした避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定」

平成２４年２月２１日、八王子市と八王子市内障害者等入所施設連絡協議会との間で上記協定の調印を行った。上記協定に基づき災害時に要配慮者等が安心して避難生活を送ることができるよう八王子市に対して協力をしていく。上記協定に伴い八王子市より防災用の無線機の配備を受けている。実際の災害時には無線機も活用し円滑な避難所運営に協力する。運用手順については、マニュアルに従い進めていくとともに運用上の問題点等についても確認を行う。

④　「災害時における避難所等の施設利用に関する覚書」

令和元年１２月２３日、大沢町会と上記覚書を交わした。上記覚書に基づき災害時に施設の一部を緊急一時避難施設として利用できるよう大沢町会に対して協力をしていく。また、大沢町会より高台である施設敷地内に防災倉庫を設置し、大沢町会へ貸与している。

（４）事業継続計画

自然災害、感染症対策など刻々と変化する環境や状況に合わせ、どのような環境や状況でも事業継続可能であるように

本年度は、まず自事業所より事業継続計画を確認、再構成、改訂する。

併せて「育成会エリア構想」に基づき法人内近隣事業所と協働の事業継続計画の具体的検討を始める。

１０．家族（保護者）との連携

（１）保護者会の開催、活動内容の周知等

①　保護者連絡会の開催

新型コロナウイルス感染症の状況により、開催場所等をその都度検討する。

（２）保護者との連携等（行事、研修）

①　行事への参加のお誘い

※夏祭り、あきまつり、班行事　等

②　権利擁護・虐待防止委員会への保護者代表の参加

③　公開研修への参加のお誘い

④　育成会の大会、新年会の参加

⑤　随時の連絡　　利用者の健康状態他身辺に関わること

１１．地域との連携

（１）地域交流

① 地域町会の季節行事に参加すると共に夏祭りやあきまつり、利用者自治会イベントを交流の場とし、相互の理解を深めていく。

② 近隣のお寺清掃を通して、社会参加と地域貢献による交流を深めていく。

③ 地域の移動販売を週２回実施し、地域との繋がりを深めていく。

④ 降雪時、地域町会並びに隣接する学校法人と協力し、ライフラインを確保するため、生活道路等の除雪作業の協力をする。

⑤ 地域町会(大沢町会)と交わした災害時における避難所等の覚書の通り、緊急時の地域資源として施設設備等を提供していく。

（２）地域関係団体・事業所との連携

① 自立支援協議会・社会福祉協議会・他事業所・親の会との連携。地域の社会資源として積極的に協力しネットワーク化を進める。

② 八王子市内障害者等入所施設連絡協議会等との連携。
育成会関係事業所のみならず市内の事業所間の連携ネットワークづくりを進める。

③ NPO 法人八王子ワークセンター経由での他障害者団体との協力、地域イベント等での連携を図り利用者の地域参加場面を広げていく。

④ 東京都地域公益活動推進協議会の活動に協力し、地域におけるネットワーク作りに参加し、積極的に地域公益活動に取り組めるよう体制を整える。

⑤ 地域利用者の日中活動への受入れや障害者雇用、緊急一時の受入れ等を行い、連携・協力を行う。

（３）多摩地域生活支援センター八王子分場との連携

恩方育成園がバックアップしている多摩地域生活支援センター八王子分場３か所のグループホームと連携を取りながら、園内研修や八王子市の福祉情報を提供していく。

１２．会議・委員会・係等

（１）会議

施設の円滑な運営及びサービス提供の向上のため、以下の会議等を行う。

①　東京都手をつなぐ育成会

会議名	構　成	頻度
施設長会	施設長　副施設長	月１回
主任係長会	支援係長　主任支援員	月１回
事務担当者会議	事務係長　事務員	月１回
看護師連絡会	看護師	年４回

②　法定の会議

会議名	構　成	頻度
労働衛生委員会	産業医　管理者　衛生管理者 委員　専門委員	月１回 （報告を含む）

③　施設内会議（意思決定プロセス）

③－１共有・気付き・意見

会議名 各セクション会議	構　成	頻度
フロア会議	主任支援員　リーダー支援員 支援員　※必要に応じ管理職	月１回（月末週末）
日中活動会議	リーダー支援員 支援員　※必要に応じ管理職	月１回（月初週初）

③－２議論・検討・調整・起案

会議名	構　成	頻度
支援向上会議	主任支援員　リーダー支援員	月１回（第１週初）

③－３結論・決定

会議名	構　成	頻度
管理会議	施設長（管理者）　副施設長 サービス管理責任者（支援係長） 事務係長　主任支援員	月１回（第１週末）

③－４合意形成

会議名	構　成	頻度

運営会議	施設長（管理者）　副施設長 サービス管理責任者(支援係長) 事務係長　主任支援員 リーダー支援員、栄養士、看護師	月１回(第３週末)

③－５伝達・周知・意思統一

会議名	構　成	頻度
職員会議	全職員	月１回(月末週末)

④　施設内会議(その他の会議)

会議名	構　成	頻度
給食会議	栄養士・施設長・副施設長・サービス管理責任者・給食委託業者・支援員・利用者	月１回
人事考課 考課者調整会議	施設長（管理者）　副施設長 第１次考課者　※法人社労士	年２回 （９月、３月）
関係者会議	利用者　保護者　関係者 実施機関　支援員　管理職等	随時

（２）プロジェクト（PT）

名称	内容
中長期ＰＴ	①標準化（ＯＳ）ＩＣＴPT：標準化については、OS「恩方標準」を基準としていくため、構成表に従って順次、マニュアル作成を推進していく。また、データ整理・管理を早急に進め、OS マニュアルに則って個人情報保護の観点からも徹底管理をしていく。 ICT については、適宜、各デバイスに於いてアップデートしていくことで、利用者支援と業務円滑化に繋げていく。また、職員教育は継続した状態で、個人情報保護等の管理面や利用者支援への機器連携に結実するようにしていく。 ②日中活動 PT：日中活動の充実及び分場（施設外作業所）の創設。 ③地域移行 PT：サブミッションに基づき、利用者の将来像及び個室化を踏まえた地域移行の推進。

（３）委員会・係等

①　職員　委員会一覧

委員会名	内容	職員
権利擁護・虐待防止委員会	５．権利擁護（２）②参照	
リスクマネジメント委員会 (身体拘束適正化委員会)	５．権利擁護（２）② イ．（ア）参照	施設長（管理者）　副施設長 サービス管理責任者（支援係長） 事務係長 主任支援員 ※必要に応じ 看護師　栄養士　各担当者
研修委員会	１３．人材育成参照	リーダー支援員、支援員、計４名 ※前年度　担当リーダー
利用者入所調整検討委員会	入所調整、検討	管理会議構成職員
保健・医療委員会	利用者の姿勢保持及び機能維持等のリハビリの推進。	主任支援員、リーダー支援員 支援員４名、看護師 委託ＰＴ
	利用者の口腔ケア及び嚥下機能維持等の推進。	主任支援員、リーダー支援員 支援員４名、栄養士、看護師 委託歯科医師・委託ＳＴ
	利用者の健康管理の推進	主任支援員、リーダー支援員 支援員４名、看護師
自衛消防委員会	災害対策 自衛消防訓練 発災元別避難経路の検討	防火管理者 支援員４名

②　行事実行委員会

名称	内容	職員（原則として）
チームおんがた (利用者自治会サポート)	利用者自治会サポート 浄福寺清掃 地域連携　行事参加	主任支援員 支援員４名
行事名	内容	職員（原則として）
夏祭り	８月	日中活動担当１名と各班より選出
八十六人展	９月	日中活動担当

あきまつり	１１月	日中活動担当１名と各班より選出 ※前年度　担当リーダー
クリスマス会	１２月	日中活動担当１名と各班より選出
手作り作品展	２月	日中活動担当

③　係一覧

名称	内容	職員
記録広報	広報紙編集・発行 ホームページ更新	主任支援員 支援員３名　事務員
車両・駐車場管理	運行日誌管理、 車両管理・点検 送迎手配 車検・保険手続き　等	主任支援員 支援員４名 安全運転管理者
設備・環境	環境整備　除草作業 エアコン・換気扇清掃 収納管理　設備管理 修繕　日用品発注 在庫管理	主任支援員 支援員５名

※各委員会・係に責任者を配置する。

④　ミーティング

ミーティング名	内容	構成	頻度
医務ミーティング	健康管理、感染症、健康診断、予防接種等の検討	施設長（管理者） 副施設長　サービス管理責任者(支援係長)　看護師	月１回（第１週初）
給食ミーティング	食事を通じての健康管理 食事内容・食形態等の検討	施設長（管理者） 副施設長　サービス管理責任者(支援係長)　栄養士 ※必要に応じ、給食委託業者	月１回（第３週初）

１３．人材育成

管理会議・運営会議・研修委員会を中心に、施設全体、職員個々の研修等について検討し計画的に人材の育成を進める。

（１）研修計画

１．職場研修の理念・方針
（１）法人の運営理念の実現
（２）専門職としての質の向上
（３）組織ガバナンスの強化
　　標準化の推進
（４）社会資源との連携・活用

２．前年度の研修課題・ニーズ分析
（１）法人ミッション、施設サブミッションの理解
（２）職員の支援力・専門性向上
（３）職層ごとの人材育成（マネジメント）
　　報告・周知　学び合える関係の構築
（４）外部研修、講師、オンライン等による研修の受講、開催

３．今年度の重点テーマ・施策
（１）内部研修の企画・開催
　　法人研修、大会への参加
　　新任職員導入研修の実施
（２）自己成長計画の策定
　　権利擁護研修の開催
（３）事例検討会の開催
（４）外部研修、講師、オンライン等による研修の受講、開催

４．具体的な研修計画
（１）法人主催の大会、研修へ参加する。
　　管理者による研修を開催する。
　　管理会議、運営会議、研修委員会が企画し研修を開催する。
　　入職時に統一した内容で導入研修を実施する。
（２）職員個々が自己成長計画を策定する。
　　人事考課制度と連動し一時考課者による進捗状況確認を行う。
　　全職員を対象に権利擁護研修（伝達研修含む）を開催する。また、定期的にセルフチェックリストを実施し日々の振り返りを行う。
（３）主任・リーダー層職員が担当し事例報告会を開催する。
（４）東京都の登録講師派遣事業を活用し外部講師による研修を開催する。
　　オンライン研修を活用し福祉業界での標準的な基礎知識・実践スキルを学ぶ。視聴後に意見交換、グループワーク等を実施し合意形成、相互理解に結び付ける。

（２）人事考課

人事考課 ABC 表および行動能力基準書を基に適正な評価をすると共に、面談の機会を通じて上記人材育成・研修の達成状況の把握

（３）研修の実施

①東京都手をつなぐ育成会（法人主催研修）

新任研修/着任 2 年目研修/初級・中級・上級中堅研修/新任主任研修

新任施設長研修/実践・事例発表会/自閉症支援基礎講座

施設体験（入職～3 年目）/人事考課研修

②大会等の参加

東京都対話集会/東京都育成会大会/大研修会
育成会関東ブロック大会/育成会連合会全国大会
③事業所内研修　随時実施
④その他
東京都福祉保健財団主催研修/東京都社会福祉協議会主催研修
その他外部施設研修　専門機関・学校研修　等

１４．労務管理

様々な働き方の職員が混在する職場であることを踏まえ、それぞれの職層ごとの状況を把握し働きやすい職場環境の維持を図るとともに労働関連法令を順守し各種手続きを円滑に進めていく。

（１）職員健康管理

①　職員健康管理
職員健康診断の実施
ア．定期健康診断（労働安全衛生規則４４条）
４０歳以上の希望者には便潜血検査も併せて行う。
イ．特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則４５条）
夜勤・宿直従事者及びその可能性のある職員を対象に実施する。

（２）衛生推進体制

従業員が５０人を超える事業所であるため第二種衛生管理者が必置である。人事異動等による法令違反の発生を回避するため、有資格者の育成を進める。

衛生推進体制

	氏　名	備　考
産業医	近藤　一英	
衛生管理者	本田　友則	
衛生委員会	月１回開催（報告含む）	

上記の体制で以下の活動を通じて労働安全衛生を推進する。
①　労働災害の予防および再発防止
②　労働環境対策の検討と報告
③　職員の健康保持対策の検討と報告
④　職員の精神衛生保持対策の検討と報告

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方ができるような環境を作ることを通して、優秀な人材の確保、職員の意欲向上・定着、長時間労働の削減・業務効率の向上につなげる。

（４）職場におけるハラスメント対応体制

関係職員就業規則等を職員に周知し、ハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメント対応マニュアルに基づき、必要な装置を迅速に講じる。

役　割	氏　名
ハラスメント対応責任者	事務局長
ハラスメント法人本部相談窓口	青木　祐介
ハラスメント事業場相談窓口	本田　友則
	門倉　志保

（５）メンタルヘルス・ストレスチェック制度

①　メンタルヘルス

所属する社員へ必要に応じ、下記体制にて早期対応により深刻な状況に至らぬように配慮する。

カウンセリング 「フリー電話相談、面接相談等」 （職員とその家族）	東京メンタルヘルス・カウンセリングセンター （電　話）０１２０－９２２－３０７ （ログインページ）www.tmaweb.net/msn/
職員の悩みごと相談窓口 （職員相談窓口担当）	相談時間　月～木　１０時から１７時 （電　話）０３－５３８９－２６００ （担　当）青木　祐介

②　ストレスチェック制度

実施規程に基づき、下記体制にて適用職員ストレスチェックを実施する。

ストレスチェック制度担当者	事務局長
ストレスチェック制度実施者	株式会社ＨＬ＆Ｅ
ストレスチェック実施事務担当者	法人事務局人事労務部門所属職員のみ
面接指導医担当医師	株式会社 HL&E　精神科医

（６）次世代育成支援

当法人の次世代育成支援行動計画に基づき、以下を実施する。

①　年次有給休暇の計画的取得を実施する。

①　「子ども参観日」を実施する。

②　小学校「職場見学等」・中学校「職場体験等」・高等学校「インターンシッ

プ等」を実施する。

（７）職員の悩みごと相談体制

法人	相談窓口担当者	青木　祐介

１５．指導・監査

八王子市障害福祉サービス事業者等指導監査要綱に基づき指導監査が実施される。前回は、令和元年（２０１９年）１０月２６日に実施されている。

第三者評価の受審、第三者委員、税理士の月例相談等、日常的に外部の視点を取り入れ、コンプライアンスに基づく適正で透明性の高い施設運営を行う。

（１）第三者評価　受審予定

予定時期	項目
５月～６月	評価機関選定・打ち合わせ
７月中旬	全体事業説明
８月保護者連絡会	家族・職員説明会　アンケート配布（９月中旬締切）
９月	利用者・職員聞き取り調査
１１月～１２月	訪問調査
１月	経営層フィードバック
２月保護者連絡会	保護者・職員フィードバック
	機構への報告書提出

（２）税理の相談　山田諭子税理士事務所　毎月１回

２０２２（令和４）年度事業計画（案）

グループホームえにし

東京都手をつなぐ育成会統一ミッション

「私たちは、すべての人一人ひとりの人権と意思を尊重し、障害のある人　もない人も共に社会・経済・文化ほかあらゆる分野に参加する機会を得て、主体性を持ちながら豊かな市民生活を送ることができる社会の実現を目指します。」

恩方育成園サブミッション

「私たちは、一人ひとりに在る力を活かし、本人らしい人生を実現します。」

１．全体状況

令和３年３月に発表された世田谷ノーマライゼーションプランにおいては重度者向けグループホームの整備を明確に打ち出している。その上で重度障害者が地域の中で暮らすことを実現するには、えにしのような日中を通所して生活する、重度者向けグループホームの価値は大きなものと考える。

従来通り、グループホームえにしにおいて、そういった重度障害者を対象としたグループホームの先行事例としての実践を示していくことの重要性は一層増しており、さらに、重度障害者が地域の中で「重度化・高齢化」していく状況をどう支えるかということが、これから問われていく部分と考えている。

利用者の状態像の変化だけでなく、家族の状況の変化なども踏まえ、長期的に利用者の方たちに安心して生活していただくため、将来を見据えた支援を検討していく。またそのための必要性の高い点として建物の維持管理など効果的かつ中長期的な視点をもって事業運営を進めていく必要がある。

短期入所においては、社会資源として地域ニーズに応えていく必要はこれまで同様にあり、コロナ禍において、利用率が減少していることもあるが、一方で「コロナ禍」であることで行き場をなくしている障害者も決して少なくはなく、また、地域移行の手段としての短期入所のニーズもあり、様々なニーズに応えながら、実績の向上を図っていく。

２．運営方針と重点目標

（１）運営方針

①　人権を尊重し、自己実現に向けた支援を実践する。

②　障害理解を働きかけ、地域づくりを推進する。

③　限りある資源を効果的に活用し、利用者支援を充実させる。

（２）重点目標

① 利用者の長期的な支援に向けた取り組み

利用者の将来に向けた長期的な支援について検討・準備を進めるとともに家族の状況の変化も捉え、中長期的な支援を検討・実践する。

② 地域・関係各所との連携の充実と短期入所の積極的な受入れ

新型コロナの感染で近隣行事が減少に伴い行事参加以外の連携を模索し、通所先及び法人内施設や訪問看護等の関係機関と連携し情報収集等を進めていく。

短期入所の空床利用を積極的に進めるとともに、新たなニーズの掘り起こしを進め、新規契約者及びリピーター増につなげる、利用率７０％／月を目標とする。

③ より良い住環境の整備と効果的な予算管理の再検討

建物の維持管理や、事業資源の効果的な活用を再検討し、利用者が安心して暮らせる事業経営の予算管理のための計画を策定する。

設備等の整備に関しては、重点目標①に連動する形で実施する。

④　法人内同種５事業所と課題を共有し、支援の質の向上や業務改善を行う。

法人エリア内のグループホーム５事業所「カーサ久が原（大田区）」「生活支援ホーム世田谷」「グループホームえにし（世田谷）」「niima（豊島区）」「練馬区しらゆり荘」が定期的に集まり、施設間交流や人事考課会議を行うことで、情報交換や人材育成、業務改善につなげる。

３．事業概要

（１）設置の目的

障害者総合支援法に基づいた共同生活援助において、日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の支援を行う。また、社会資源の活用、各福祉サービスなどを併用し、個々のニーズに合った地域生活の提供を目的とする。

（２）名称及び所在地

名　称　社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会

グループホームえにし

所在地　〒156-0045　東京都世田谷区桜上水５丁目３番２９号

TEL 03-3306-1620　FAX 03-3329-4512

メールアドレス　enishi@ikuseikai-tky.or.jp

（３）設立

設立　　平成２７年７月１日

施設種別　共同生活援助事業（グループホーム）

短期入所事業

（４）施設の規模

敷地面積　２９９．５１㎡

建物面積　６１１．４１㎡

建物構造　鉄筋コンクリート造（壁式）４階建

（５）職員構成

常勤９名、非常勤支援員７名、非常勤看護師２名　非常勤事務員１名

計 19 名

職　名	常勤職員			非常勤職員			
	男	女	計	男	女	計	合計
管理者（サービス管理責任者・世話人兼務）	1		1				1
世話人	1	3	4				4
生活支援員	3	1	4	3	4	7	１１
看護師					2	2	2
事務員					1	1	1
合　　計	5	4	9	3	7	１０	19

※サービス管理責任者は世話人を兼務

（６）利用者状況

①　定員

ア．共同生活援助　　定員１３名（内訳：男性７名、女性６名）

現員１３名（内訳：男性７名、女性６名）

イ．短期入所　　定員　２名（内訳：男性１名、女性１名）

②　性別・年齢構成（共同生活援助）

歳／性別	２０未満	２０～２９	３０～３９	４０～４９	５０～５９	６０～６９	計	平均

男性	0	1	2	2	1	1	7	４４．５歳
女性	0	0	3	0	1	2	6	４９．３歳
合計	0	1	6	1	3	2	１３	４６．７歳

④　障害支援区分の状況（共同生活援助）

	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６	合計
男性	0	0	0	0	4	3	7
女性	0	0	0	0	2	4	6
合計	0	0	0	0	6	7	１３

⑤　愛の手帳交付状況（共同生活援助）

度 性別	１度	２度	３度	４度	合計
男性	0	3	2	0	5
女性	0	5	1	0	6
合計	0	8	3	0	１１

⑥　身体障害者手帳交付状況（共同生活援助）

級 性別	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
男性	4	2	0	0	0	0	6
女性	1	0	0	0	0	0	1
合計	5	2	0	0	0	0	7

※車椅子利用者　男性３名、女性１名

⑥　入居前の状況（共同生活援助）

	入所児童	入所成人	病院	通勤寮	在宅	ＧＨ	合計
男性	0	0	1	0	6	0	7
女性	0	0	0	0	5	1	6
合計	0	0	1	0	１１	1	１３

⑦　保護者状況（共同生活援助）

	両親	父	母	兄弟	親類	後見人	他	合計
男性	2	1	3	1	0	0	0	7
女性	3	1	1	0	0	1	0	6
合計	6	3	3	0	0	1	0	１３

（７）実施機関別入所者状況（共同生活援助）

実施機関	人数
世田谷区　世田谷	2
世田谷区　北　沢	4
世田谷区　玉　川	1
世田谷区　　砧	2
世田谷区　烏　山	4
合　計	１３

４．事業予定

（１）共同生活援助事業

日常生活を送る上で、個々のニーズや障害特性に配慮した住環境を提供する。また、保護者や通所・相談事業所、行政機関との情報共有や連携を図ると共に、近隣との良好な関係を築き充実した地域生活を送れるようにする。

①　定　　員　１３名（男性７名、女性６名）

②　現　　員　１３名（男性７名、女性６名）

③　利用対象者　障害福祉サービス受給者証を保持している方

④　基本日課

ア．平日

時　間	内　容
６：００～	起床、整容介助、排泄介助、着替え他
６：３０～	朝食、歯磨き、排泄介助、通所準備
７：４０～	通所先への送出し
９：３０～	引継ぎ、掃除、洗濯
１４：５５～	帰寮の受入れ、入浴、洗濯
１５：３０～	引継ぎ
１８：００～	夕食、歯磨き、排泄介助
１９：００～	自由時間、余暇等個別日課、就寝準備
２１：００～	共有部分消灯、就寝
夜間	定時見廻り、排泄介助

イ．土、日、休日

時　間	内　容
６：３０～	起床、整容介助、排泄介助、着替え他

７：３０～	朝食、歯磨き、排泄介助、外出準備
８：３０～	掃除、洗濯、余暇等個別日課、外出送出し、排泄介助
９：３０～	引継ぎ
１２：００～	昼食、歯磨き、排泄介助
１３：００～	掃除、洗濯、余暇等個別日課、外出送出し、排泄介助
１５：００～	帰寮の受入れ、入浴、洗濯
１８：００～	夕食、歯磨き、排泄介助
１９：００～	自由時間、余暇等個別日課、就寝準備
２１：００～	共有部分消灯、就寝
夜間	定時見廻り、排泄介助（オムツ交換・トイレ誘導）

※日課は個別に異なり、入浴は体調不良等がない限り、毎日行う。

⑤　支援内容

生活支援	・食事、排泄、入浴、洗体洗髪、整容、更衣などＡＤＬの支援、補助、介助 ・体調管理、服薬管理、通院同行
能力の維持・向上	・掃除、片付け、衣類たたみ、着替え準備、外出準備などＩＡＤＬの支援
余暇支援	・散歩、買い物、地域イベントへの参加、移動支援事業所との調整

④　職員体制

世話人（常勤）	５名
生活支援員（常勤）	４名
生活支援員（非常勤）	７名
看護師（非常勤）	２名
サービス管理責任者（兼務）	１名

⑤　年間行事予定

年間行事予定は新型コロナの感染状況を見ながら判断し、地元自治会行事が実施される場合、積極的に参加していく。

上記の他、防災訓練を年２回実施

（２）短期入所事業

保護者や家庭の事情（疾病・事故・休養等）により、一時的に家庭における介護を受けることが困難になった障害者に対し、事業所の有する機能を活用し、身体及び精神の状況とその置かれている環境に応じ必要な支援を適切に行う。

①　定　　員　２名（男性１名、女性１名）

② 利用対象者　障害福祉サービス受給者証を保持している方

５．権利擁護

（１）事業所としての取り組み・方針

「統一ミッション」及び「活動規範」を遵守して利用者の権利擁護、虐待防止に努める。恩方育成園の権利擁護・虐待防止委員会を通じ、支援場面における透明性を確保する。

（２）虐待防止委員会

障害者の尊厳を守り、障害者の自立及び社会参加を推進するために虐待を防止することを目的とした障害者虐待防止法の趣旨に則り、「苦情解決実施要綱」「虐待防止要綱」を制定し、遵守する。

本部虐待防止委員会	担当理事、事務局長、施設代表者で構成。 法人受付窓口　研修計画・マニュアル作成等
本部虐待防止研修会	年２回以上実施。マニュアル検討等
虐待防止責任者	グループホームえにし 管理者 小島　唯
グループホームえにし 虐待防止委員会	管理者を委員長とし、第三者委員・サービス管理責任者等必要に応じて随時招集する。
虐待防止マネージャー	高橋リーダー、菅野リーダー
身体拘束適正化委員会	管理者を委員長とし、虐待防止マネージャー等必要に応じて随時招集する。

（３）苦情解決第三者委員会

育成会が定める「利用者からの苦情解決実施要綱」に基づいて、利用者の苦情解決に努める。

役　　割	氏　　名	備　　考
苦情解決責任者	久保田　美幸	バックアップ施設、施設長
苦情受付担当者	小島　唯	管理者・サービス管理責任者
第三者委員	鈴木　薫	元法人理事
法人苦情受付窓口	田島　玲子	

（４）個人情報保護

① 個人情報の管理

個人情報について『個人情報保護規定』に則り個人情報の保護に努める。この他、情報の開示、プライバシーの保護等法令を順守する。

また、ボランティア・実習生等の受け入れに際しても、誓約書の提出等個人

情報の保護・漏えい防止策の徹底を図る。

② 特定個人情報（マイナンバー関連書類、データ等）の管理

利用者の特定個人情報を保管する場合、法人「特定個人情報取り扱い規程に則り、決められた目的以外には使用せず取扱責任者、取扱担当者以外には取り扱わない。取扱いに際しては管理区域、取扱い区域を設け漏えいを防止する。

職　名	氏　名
管理責任者（法人）	事務局長　仁田坂　和夫
取扱責任者	施設長　　久保田　美幸
取扱担当者	管理者　　小島　唯

（５）障害者差別解消法対応

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」（厚生労働省）、「世田谷区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」（世田谷区）に則り、事業者として、日常の支援が障害者に対する不当な差別的取扱いにならないよう、必要かつ合理的な配慮を行う。

役　割	氏　名
対応受付担当	管理者　　小島　唯
対応責任者	施設長　　久保田　美幸

６．医務

グループホームは看護師の配置基準はないが、重度グループホームであるため、朝夕各２時間（８時～１０時／１７時～１９時）に非常勤看護師を配置し、日々の健康管理、服薬管理、医療行為（摘便、爪切り等）などを行う。

（１）健康管理

① 利用者一人ひとりが、安全でかつ身体的にも精神的にも健康でその人らしく生活が送れるよう専門的分野から十分な観察を行い健康管理に努める。

② 必要に応じて地域の医療機関への通院を支援する。

③ 体温測定：毎日起床時に検温を行う。

④ 血圧測定：必要な利用者に随時実施する。

（２）協力医療機関・関係医療機関

医療機関名	診療科目	住所・電話
みよし内科クリニック	内科、精神科	世田谷区赤堤３－１９－２２ ０３－３３２８－５３４８
松沢病院	精神科、内科他	世田谷区上北沢２－１－１ ０３－３３０３－７２１１

黒坂内科	内科、胃腸科、消化器科、皮膚科	世田谷区上北沢１－１３－１ ０３－３３２９－１５１７

※上記の他、症状に応じて地域の医療機関を利用していく。

（３）感染症予防・対応

① 新型コロナ予防・対策について

② インフルエンザ予防・対策について

③ 嘔吐物の処理方法について

④ 発熱者（利用者）がでた際の対応について

⑤ 職員および職員の家族が嘔吐・下痢、発熱した者がでた時の対応

上記マニュアルを配布・周知徹底し感染症の予防・対応を行う。

（４）PT・OT 等

通所施設及び医療機関と連携を取りながら対応する

７．食事・調理

（１）給食会議

各ユニットごとに利用者の状況を把握しながら随時給食会議を実施し情報共有を図り、利用者個々に応じた食事提供を行う。

食事の提供においては以下の点に留意する。

① 入居者の嗜好を知るため、食事の様子を観察する他、保護者から帰宅・外出時の食事の様子などの情報を収集する。

② 入居者の健康状態を踏まえ、一人ひとりに合わせた食事形態や適正量の食事を提供する。

③ 入居者の健康状態や排便状況に応じ、水分量の調整や補食の提供を行う。

（２）衛生管理

① 衛生管理は、施設・設備・器具の具体的な取り扱いについて、法令にしたがい、基準に則って適正に行う。

② 調理を担当する職員は検便検査を実施する。

（３）委託業者

ユナイテッド立川に委託

食材配送の契約を有限会社ユナイテッド立川と結び、１週間毎の献立表からメニューを選び発注する。カロリー計算されたメニューの食材を職員が調理し提供する。各入居者に応じた食事形態や食事制限などにできる限り配慮した食事を提供する。

８．危機管理

（１）事故防止対応

①　事故防止マニュアルの策定、ヒヤリハットの収集・分析を進め防止を図る。また、バックアップ施設である恩方育成園に協力を依頼し、知識技術向上を目的とする研修を定期的に参加する。

②　防犯カメラ、インターフォンなど防犯設備の適切な運用を行う。

（２）緊急時対応

法人の「施設緊急時対応マニュアル」及び「恩方育成園緊急時対応マニュアル」による教育を職員に徹底し、緊急時の対応に備える。また、施設として施設賠償保険に加入するとともに、利用者にも自身の緊急時に利用可能な保険への加入を勧める。

（３）情報漏洩対策

①　個人情報、データ収集等の取扱

個人情報、データについては管理区域を設け、収集後速やかに管理区域内での管理を行うとともに利用に際しても厳重な管理を行う。

②　パソコン・ネットワーク管理

パソコン・園内ネットワーク、支援記録システムについてはアクセス制限を設け、情報の重要性に応じた管理を行う。また、管理する情報については最新のものが分かるよう管理し、古い情報との混在を防止する。

③　障害者福祉サービス費請求事務

障害者福祉サービス費の請求に関しては使用するパソコン、担当者を限定することで、情報の漏えい・ミス等を防止していく。

④　特定個人情報（マイナンバー関連書類・データ等）の管理

特定個人情報は、法人「特定個人情報取扱規程」に則り、決められた目的以外には使用せず、取扱責任者、取扱担当者以外は取り扱わない。取扱いに際しては管理区域・取扱い区域を設け漏えいを防止する。

職　名	氏　名
管理責任者(法人)	事務局長　仁田坂　和夫
取扱責任者	施設長　　久保田　美幸
取扱担当者	事務係長　田代　崇久

⑤　個人情報漏洩時の対応

個人情報漏洩が発覚した時には、状況の確認とともに、区・法人・関係機関に事態を報告する。インターネットに関した情報漏洩に対しては、専門機

関に依頼し漏洩情報の拡散防止対策を実施する。更に再発防止のためのシステムを専門業者も含めて検討し、実行する。

併せて、万が一漏洩等が生じた場合には、法人が加入している個人情報漏洩保険を用いて誠意ある対応を行う。

（４）防犯カメラ

規程に基づき、以下の体制で運用・管理する。

	氏　名	備　考
防犯カメラ管理責任者	久保田　美幸	
防犯カメラ取扱責任者	岡　いづみ	
防犯カメラ取扱者	小島　唯	

９．防災

（１）自衛消防体制

分　　担	担　当　者	内　　容
隊　　長	管理者	自衛消防本部の設置 指示命令　避難状況の把握
副　隊　長	防火管理者	指示命令の伝達　隊長の補佐
通報連絡班	世話人	災害状況の情報提供　建物内への非常放送 消防機関への通報　関係機関への通報
消　火　班	世話人 支援員	消火器、屋内消火栓での初期消火 消火器、自衛消防隊用装備等の点検及び消火用水の確保
避難誘導班	世話人 支援員	避難路の確保及び利用者の避難誘導
救　護　班	世話人 支援員	負傷者の応急処置 救急医療品等の確認及び確保
搬　出　班	世話人	重要書類、物品の搬出と管理

（２）避難訓練

入居者の人命救助を第一に考え、火災予防及び防災の対策として下記自衛消防訓練を年２回以上実施する。

① 防災教育
② 避難誘導訓練
③ 消火器操作訓練
④ 総合訓練

（３）大規模地震・災害対策

① 個人定時薬を可能な範囲で確保･保管する。また、救急医薬箱を準備する。

② 災害発生時に備え、おおむね５日分の食料・飲料水を備蓄する。

③ 災害発生時における対応マニュアルを作成する。

④ 災害発生時の状況に応じ、隣接保育園、近隣町会と連携協力体制を整える。その為にも日頃より、地域で行われる催事や避難訓練に積極的に参加する。

（４）事業継続計画

自然災害、感染症対策など刻々と変化する環境や状況に合わせ、どのような環境や状況でも事業継続可能であるように

本年度は、まず自事業所より事業継続計画を確認、再構成、改訂する。

併せて「育成会エリア構想」に基づき法人内近隣事業所と協働の事業継続計画の具体的検討を始める。

１０．保護者との連携

家族会、個別面談を随時開催し、保護者への報告・情報提供を行い、共通の認識を持ち利用者支援を行っていく。

（１）連絡会の開催

年２回以上の連絡会を開催し、グループホームの近況報告や情報提供を行う。

（２）個別面談の開催

個別の事案に対して随時実施して、支援・生活状況の説明し意見交換を行う事で、支援を充実させる。

１１．地域との連携

（１）地域交流

近隣町会イベントへの参加など、地域住民との交流を通し相互の理解を深めていく。また、イベントへの人員派遣など可能な限り行い、地域に貢献していく。

（２）関係機関・事業所との連携

①世田谷区をはじめ関係実施機関・親の会と連携して、社会資源やネットワークを活用し入居者の地域生活が充実したものにする。

②東京都地域公益活動推進協議会の活動に協力し、地域におけるネットワーク作りに参加し、積極的に地域公益活動に取り組めるよう体制を整える。

１２．会議・委員会

（１）会議等

①　会議等

ア．毎月実施…リーダー会議

イ．毎月実施…ユニット職員会議

ウ．毎月実施…職員会議

エ．年２回…ケース会議、給食会議

オ．保護者関係…連絡会（年２回以上）

②　東京都手をつなぐ育成会関係

ア．月１回開催…寮長・施設長会議、主任・係長会議

③　その他

ア．世田谷区内…施設長会議（月１回）、障害者施設長会（年２回）
グループホーム事業者連絡会（年２回）

１３．人材育成

（１）研修計画

１．研修の理念・方針
（１）職員として法人の運営理念の実現に努める
（２）利用者や家族の側に立った援助を考え、時代の変化に対応できる職員を育成する
（３）利用者へのサービスの質の向上と利用者の自立を目指す。

２．前年度の研修課題・ニーズ分析
（１）恩方育成園の一事業として、園の支援・事業の実態を包括的に知る機会を得る。
（２）職員の総合的な力（利用者個々のニーズに応えていく支援力、事務能力、マネジメント力など）の育成
（３）職階・経験年数等に応じ求められる課題を設定しての研修の参加を進める。
（４）救命救急講習、感染症対策など利用者の安全・健康を守る上で必要な知識、技術の習得
（５）利用者に対する全般的な理解を進める。

３．今年度研修の重点テーマ・施策
（１）OJT 及び SDS（自己啓発研修の充実）
（２）研修後の確実な報告・周知の実施、職員会議等での研修発表の実施

（３）業務、役割分担からここに必要なテーマを設定し、一人ひとりの職員の専門性の向上をめざす。
（４）人事考課の確実な実施による課題の把握
（５）全職員を対象とする虐待防止に関する研修の実施。

→

４．今年度の具体的な研修計画
（１）施設長、副施設長、主任・係長による研修
〈ＯＪＴの推進〉
恩方育成園園内研究発表会の参加
法人内施設への研修
〈ＯＦＦ－ＪＴの推進〉
東京都手をつなぐ育成会研修への参加や外部研修の計画的に参加する。
（１）恩方育成園における研修の参加。
（２）資格取得の情報提供。
（３）研修情報の提供。
（４）育成会主催の各種大会研修、外部団体主催の研修に積極的に参加し、職員の専門性の向上に努める
（５）通所施設へ協力を依頼し施設実習を行う。
（６）権利擁護について内外の研修に参加する。
（７）人事考課の面接などの機会を通じ、職員個々の課題と進捗状況の把握を行う。
（８）虐待防止に関する研修の実施。

（２）大会・研修

①　東京都育成会関係
施設長会、主任・係長研修
東京都大会
東京大集会
大研修会
事例発表会
常勤職員研修（中堅・新任職員研修等）
育成会連合会関東甲信越大会
育成会連合会全国大会

③　園内研修　随時実施
恩方育成園園内研修への参加
サポーターズカレッジの利用

③　その他
東京都社会福祉協議会主催研修

世田谷区福祉人材育成・研修センター主催研修
普通救命講習

（３）人事考課

人事考課 ABC 表および行動能力基準書を基に適正な評価をすると共に、面談の機会を通じて上記研修の達成状況の把握を行う。
また、人事考課調整会議は法人内５事業所と合同で実施する。

１４．労務管理

恩方育成園の一事業として、恩方育成園事業計画の「１４．労務管理」に準じ、職員の衛生及び健康管理に努める。

（１）職員健康管理

① 職員健康管理
職員健康診断の実施

ア．定期健康診断（労働安全衛生規則４４条）
週 30 時間以上の職員に対し上期中（４～１０月）に実施
胸部レントゲン・心電図・血圧・検尿（蛋白・糖・潜血）内科診察・血液検査（血算・血糖・生化学）

イ．特定業務従事者の健康診断（労働安全衛生規則４５条）
夜勤･宿直従事者及びその可能性のある職員を対象に下期（１１～２月）実施
心電図・血圧・検尿（蛋白・糖・潜血）内科診察・血液検査（血算・血糖・生化学）

（２）衛生推進体制

	氏　名	備　考
安全衛生推進者	小島　唯	
安全衛生懇談会	年２回	

上記の体制で以下の活動を通じて労働安全衛生を推進する。

① 労働災害の予防および再発防止
② 労働環境対策の検討と報告
③ 職員の健康保持対策の検討と報告
④ 職員の精神衛生保持対策の検討と報告

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方が出来る

ような環境を作る事を通して、優秀な人材の確保、職員の意欲向上、定着、長時間労働の削減・業務効率の向上につなげる。

（４）次世代育成支援

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、法人の次世代育成支援行動計画に基き以下を実施する。

① 育児休業制度の周知ならびに取得を推進する

② 年次有給休暇の計画的取得を推進する。

（５）セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止

① メンタルヘルス

所属する社員へ必要に応じ、下記体制にて早期対応により深刻な状況に至らぬように配慮する。

カウンセリング 「フリー電話相談、面接相談等」 （職員とその家族）	東京メンタルヘルス・カウンセリングセンター （電　話）０１２０－９２２－３０７ （ログインページ）www.tmaweb.net/msn/
職員の悩みごと相談窓口 （職員相談窓口担当）	相談時間　月～木　１０時から１７時 （電　話）０３－５３８９－２６００ （担　当）青木　祐介

② ストレスチェック制度

実施規程に基づき、下記体制にて適用職員ストレスチェックを実施する。

ストレスチェック制度担当者	事務局長
ストレスチェック制度実施者	株式会社ＨＬ＆Ｅ
ストレスチェック実施事務担当者	法人事務局人事労務部門所属職員のみ
面接指導医担当医師	株式会社 HL&E　精神科医

（６）次世代育成支援

当法人の次世代育成支援行動計画に基づき、以下を実施する。

① 年次有給休暇の計画的取得を実施する。

① 「子ども参観日」を実施する。

② 小学校「職場見学等」・中学校「職場体験等」・高等学校「インターンシップ等」を実施する。

１５．指導・監査・調査等

共同生活援助事業について前回の第三者評価から三年を経過しており、今年度共同生活援助事業の第三者評価を実施し、指摘事項をもとにコンプライアンスに基づく適

正で透明性の高い施設運営を行う。

　また、指定障害者サービス事業者集団指導資料を参照し、事業所として、実施すべき事項の確認整備を行い、サービスの質の向上に結び付ける。

以上